石巻市地域情報活用生成ＡＩ構築業務仕様書

１　業務の名称

石巻市地域情報活用生成ＡＩ構築業務

２　業務の目的

本市が実施している二地域居住の推進を図るため、市の情報を学習した独自の生成ＡＩを活用することにより、地域情報の提供や相談対応の高度化及び来訪者の行動分析・検証を行い、市民サービスの向上や地域全体の価値創出等につなげるもの。

あわせて、本業務で構築する生成ＡＩを活用した環境は、将来的な庁内業務への横展開を見据えた持続可能な仕組みとし、職員の政策形成の高度化を図るほか、業務負担及び労働時間の削減による生産性向上につなげるもの。

３　業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

４　業務内容

(1)　地域情報活用生成ＡＩの構築

ア　概要

既存の生成ＡＩサービスを基に地域情報を活用した本市独自のＡＩ環境「地域情報活用生成ＡＩ（以下「独自ＡＩ」という。)」を構築し、安定的に運用できる体制を整備する。

また、独自ＡＩの活用により、市の二地域居住政策への貢献と市民生活のＱＯＬ向上に活用する。

具体的には、以下の施策を推進する。

・シティプロモーション
・移住・定住促進
・ふるさと納税増加への貢献
・若者の地域定着への貢献
・その他市が計画する施策

イ　検索拡張生成（ＲＡＧ）環境

ＣｈａｔＧＰＴ等の一般に公開されている大規模言語モデル（ＬＬＭ）を活用した、自然言語で操作可能な生成ＡＩサービスを基にＲＡＧを構築し独自ＡＩとすること。

基となる生成ＡＩサービスの性能水準としては、開発元が正式に提供中であり、かつ、学習情報のカットオフが２０２６年以降であること。ただし、カットオフが２０２５年以前であっても、利用者の質問に沿って最新のＷｅｂ情報を参照して回答できる場合は、この限りでない。

ＲＡＧの基盤とする生成ＡＩサービスが提供するモデルの中に、チャットに最適化しているものがあれば、それを採用すること。ただし、特に最適化されているモデルを提供していない場合、選択するモデルは問わない。

独自ＡＩに学習させる情報は、市が保有するもののほか、市内の企業、団体、学校等が保有するもののうち、外部に公開可能な情報とする。

独自ＡＩが、学習させたデータからハルシネーションを起こさないよう、回答の正確性や検索の網羅性を高める方策を実施すること。

学習した内容及び利用者が入力した内容は、独自ＡＩ外の学習に使われないよう設定すること。

独自ＡＩは、利用者と文字で対話することとし、日本語、英語、フランス語、中国語（繁体字・簡体字）及び韓国語が必須で扱えること。

また、ＲＡＧに学習した日本語による情報も適宜翻訳して対話できること。

インターネット上にＷｅｂブラウザでアクセスできる対話するための専用ユーザーインターフェースを設け、不特定多数の者が２４時間３６５日利用できること。

月間利用量は無制限、若しくは発注者の規模から利用量を想定し、利用量上限に達せず、かつ、本調達による契約額内で利用できること。

課題解決に寄与するプラットフォームの以下の基本設計を実施すること。

・システム構成
・データ管理方針
・運用体制
・利用ルール
・セキュリティ対策

(2)　文書・資料等のデジタル化

ア　公文書及び地域データのデジタル化

独自ＡＩに学習させるためのナレッジデータベースとして、市が保有する市史、旧町史、広報誌、計画書、例規、議会会議録、統計資料その他発注者が指定する資料について、紙媒体及び電子データの収集整理を行い、スキャニング、ＯＣＲ処理をした上で、データ補正、誤認識チェック、品質確認等を実施し、テキストデータ化すること。

独自ＡＩに学習させるためのナレッジデータベースとして、市内の地域資源及び地域活動、医療、福祉、交通等に関する情報、民間事業者が保有する観光資源情報、地域イベント情報、文化・歴史資源情報等について、紙媒体及び電子データの収集整理を行い、スキャニング、ＯＣＲ処理をした上で、データ補正、誤認識チェック、品質確認等を実施し、テキストデータ化すること。

イ　文書のカテゴライズ

石巻市文書取扱規程（平成１７年石巻市訓令第１３号）その他関係規程に基づき、文書の分類体系を整理するとともに、文書分類、カテゴリー設定、メタデータ付与及び検索インデックスの整備を行うこと。分類に当たっては、既存の文書保存区分

及び文書管理体系との整合を図り、将来的な文書追加や運用拡張にも対応可能な構造とすること。

ウ　データの再利用

整備したデータは、独自ＡＩに学習させた後、下記(5)に示すオープンデータを充実するのに利活用できる形式でも整備すること。

(3)　ＡＩエージェント導入支援

独自ＡＩ及びナレッジデータベースと連携し、対象業務に対応したＡＩエージェントを作成すること。

ＡＩエージェントは、本市における市民サービスの向上及び業務の効率化を目的とすることとし、目的を達成するための支援を実施すること。

庁内各部局における業務内容を調査し、ＡＩエージェントの適用が可能な業務を抽出することとし、抽出した対象業務について、業務フローを分析し、ＡＩエージェントによる支援内容及び運用方法を設計すること。

月間利用量は無制限、若しくは発注者の規模から利用量を想定し、利用量上限に達せず、かつ、本調達による契約額内で利用できること。

(4)　普及活動

二地域居住を希望する方又は既に二地域居住を始めている方及び市民に独自ＡＩを広く普及させるため、広報を実施するとともに、講座を開催すること。

(5)　オープンデータの充実

地域課題の解決や新ビジネスの創出に貢献するため、ナレッジデータベースを構築する際に整理し機械可読性を高めたデータを再利用してデータをオープン化し、本市のオープンデータを充実させること。

データの引渡しに当たっては、オープン化しやすい分類がなされていること。

(6)　研修及び問合せ対応

ア　職員研修

生成ＡＩサービスの一般的知識として基礎、プロンプト作成方法、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を実施すること。

独自ＡＩの知識として行政業務における応用方法に関する研修を実施すること。

独自ＡＩを使っての新規事業開発や新しい働き方を推進するために必要な知識提供を行う実践的なカリキュラムを設計し、提供すること。

職員が独自ＡＩを安全かつ効果的に活用し、業務において旧来の人力作業のみに頼らない新しい働き方を実践できるよう、研修プログラムを実施すること。

研修は、管理職向け及び一般職員向けに実施し、実際の行政業務を想定した演習を含むものとする。

研修規模等は、以下のとおりとする。

・管理職向け：約１００人、一人１回、９０分、使い方及び管理職として備えるべきスキル

・一般職員向け：約２００人、一人１回、９０分、使い方と使用上の注意

研修の内容をアーカイブし、Ｗｉｎｄｏｗｓが標準で再生できる動画のファイル形式で提供すること。動画は、庁内の職員向けに無制限で閲覧するための著作権等の必要な手続を実施すること。

イ　問合せ対応

独自ＡＩの定着及び活用促進を図るため、運用期間中において職員からの利活用に関する相談対応、活用支援及び課題解決支援を実施すること。

各部局における活用事例の創出及び横展開を支援するとともに、プロンプトテンプレート及び活用事例集を作成すること。

(7)　環境維持

ア　継続的な性能維持・更新

生成ＡＩ技術の急速な進展に対応するため、使用するＬＬMモデルのバージョンアップを定期的に実施すること。

イ　運用保守及び技術サポート

開発する全てのシステムとアプリケーションにおいて運用保守、マニュアル作成及び技術サポートの提供を行うこと。

「運用保守」、「技術サポート」とは、システムの不具合対応、メンテナンス、操作方法に関する問合せ対応、軽微な設定変更を実施することをいう。

(8)　独自提案

受託者は、本市がこれまで推進してきた施策の経緯及び地域の実情を踏まえ、市民生活に有用となる施策又は関係人口の増加に貢献する施策について企画・提案を行うことができる。

5　成果品

受託者は、本業務の実施に伴い、以下の成果品を納品すること。

・基本設計書
・システム設計書
・ナレッジベース及び独自ＡＩ
・オープン化用データ
・ＡＩエージェント
・普及活動実施報告書
・研修実施報告書
・利用者向け操作マニュアル及び管理者向け運用マニュアル
・環境維持実績報告書

6　委託料について

委託料の支払については、実績報告書提出後の支払とし、受託者からの請求により支払うものとする。

７　再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、やむを得ず本業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、概要、再委託する内容等について、書面により本市の承諾を得ること。

８　打合せ及び議事録の作成

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と十分な打合せを行い、進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度、議事録を作成した上で本市に提出すること。

９　関係書類の管理及び帰属

本業務において使用し、及び作成した資料並びに成果品は全て本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複製及び流用をしてはならない。

また、受託者は、成果品等の作成において他の個人、団体等の資料を引用し、又は転用する場合は、著作権その他法令上の権利等の調整を行い、その了承を得なければならない。

１０　法令遵守

本業務の履行に当たっては、石巻市契約規則（平成１７年石巻市規則第１７号）その他関係法令を遵守すること。

１１　秘密の保持

受託者及び受託業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

１２　業務の引継ぎ

(1)　受託者は、本業務の委託期間が満了したとき又は業務委託契約書に基づく契約の解除があったときは、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、速やかに市に引き渡すものとする。

(2)　受託者は、本業務の委託期間が満了する日までに新たな受託者が決定しているとき又は契約を解除されたときは、市が指定する者に対して市の指定する方法により業務の引継ぎを行うこと。なお、引継ぎに要する費用については、市は一切関与しないものとする。

１３　暴力団等の排除

(1)　受託者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成２０年石巻市告示第２６８号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(2)　受託者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。

(3)　受託者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。

(4)　受託者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。

(5)　受託者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第２第２号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載)）により建設工事等担当課長に報告すること。

(6)　受託者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。

(7)　受託者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。

(8)　市長は、受託者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

１４　留意事項

(1)　受託者は、本業務の実施に当たり、業務に係る最新の事例、情報等を収集し、業務への反映に努めること。

(2)　受託者は、本業務の履行中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに本市に報告し、最善の処理を行わなければならない。

　また、損害賠償の請求があった場合には、受託者が事故の責任において一切を処理するものとする。

(3)　業務終了後において、受託者の責めに帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正その他の必要な措置を講ずるものとし、当該措置に要する経費は受託者の負担とする。

(4)　本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と別途協議すること。